区域区分（線引き）などの変更

都市計画案を縦覧します

意見がある人は11月1日までに意見書を

都市計画法などの改正に伴って変更された、都市計画案などを縦覧します。

都市計画法および建築基準法の一部改正に伴う変更

都市計画法と建築基準法の改正で、容積率制限、建ぺい率制限、敷地規模制限といった都市計画などで定める選択肢が拡充されました。

本市では、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、準工業地域および工業地域の建ぺい率は現行どおりとします。

区域区分（線引き）の変更

表1が市街化区域に編入されます。

用途地域の変更

表2のとおり。

下川町などが市街化区域に

地区計画の決定および変更

表3のとおり。

元総社北小西通線の追加決定

元総社北小西通線は、都市計画道路中央大橋線を起点として都市計画道路問屋町東国分線を終点とする延長約六百十　の幹線道路です。この路線を表4のとおり追加決定します。

牛池川河畔道路の変更

元総社蒼海地区内での牛池川の河川改修などに伴い、牛池川河畔道路を表5のとおり変更します。

土地区画整理事業の施行区域の変更

市街化区域の編入などに伴い、元総社蒼海土地区画整理事業の施行区域を表6のとおり変更します。

縦覧期間＝10月18日　～11月1日　の執務時間内　**場所**＝市役所9階都市計画課（　・　は県庁都市計画課も）　**意見書の提出**＝この都市計画案に意見のある人は、11月1日　までに、　・　～　は市長あて、　・　は事あてに意見書を提出できます

○：問い合わせは都市計画課　８９０―６９４４へ。

表3　地区計画の決定および変更

地区計画名	面積（ha）	位　置	備考
下川地区地区計画	41.7	下川町の全域、新堀町の一部	決定
下大島東地区地区計画	23.3	下大島町、小屋原町の一部	変更

表4　元総社北小西通線の追加決定

種別	路線名	起点	終点	延長	車線の数	代表幅員
幹線街路	元総社北小西通線	元総社町字小見内	総社町総社	約610	２車線	18.0

表5　牛池川河畔道路の変更

種別	路線名	起　点	終　点	延　長	代表幅員
特殊街路	牛池川河畔道路	元総社町字落合	元総社町字小見内	（変更前）約1,960 （変更後）約1,940	6.0

表6　土地区画整理事業の施行区域の変更

名　称	変更前面積	変更後面積
元総社蒼海土地区画整理事業	約71.0ha	約74.1ha

表1　区域区分の変更（市街化区域への編入）

地区名	面積（ha）	用途地域	備　考
下川地区	41.7	第一種低層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	下川町の全域、新堀町の一部
元総社蒼海地区	2.9	第一種住居地域	元総社町の一部
下大島東地区	16.5	第一種中高層住居専用地域 第一種住居地域	下大島町、小屋原町の一部

表2　用途地域の変更

地区名	変更前	変更後	面積(ha)
下川地区	無指定	第一種低層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	41.7
元総社蒼海地区	無指定	第一種住居地域	2.9
下大島東地区	無指定 第一種中高層住居専用地域 準工業地域	第一種中高層住居専用地域 第一種住居地域 近隣商業地域	20.5